

旅 客 営 業 規 則

目 次

第 1 編 総 則

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の意味	2
第 4 条	運賃、料金前払いの原則	3
第 5 条	契約の成立時期及び適用規定	3
第 6 条	輸送等の変更、制限又は停止	4
第 7 条	運行不能の場合の取扱い方	4
第 8 条	キロ程	4
第 9 条	通用期間の起算日と初日の計算	5
第 10 条	乗車券類等に関する証明	5
第 11 条	旅客等の提出する書類	5

第 2 編 旅 客 輸 送

第 1 章 総 則

第 12 条	乗車券類の購求及び所持	6
第 13 条	整理券の所持	6
第 14 条	駅員無配置駅の旅客の取扱い方	6

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 15 条	乗車券の種類	・ ・ ・ ・ ・	7
第 16 条	乗車券類の発売箇所	・ ・ ・ ・ ・	7
第 17 条	乗車券類の発売範囲	・ ・ ・ ・ ・	8
第 18 条	乗車券類の発売日	・ ・ ・ ・ ・	8
第 19 条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	8
第 20 条	割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	・ ・ ・	9

第 2 節 普通券の発売

第 21 条	普通券の発売	・ ・ ・ ・ ・	10
第 22 条	企画券の発売	・ ・ ・ ・ ・	10

第 3 節 定期券の発売

第 23 条	通勤定期券の発売	・ ・ ・ ・ ・	10
第 24 条	通学定期券の発売	・ ・ ・ ・ ・	11
第 25 条	通学証明書発行の監査	・ ・ ・ ・ ・	14
第 26 条	通学証明書の不正発行に対する取扱い	・ ・ ・ ・ ・	14
第 27 条	定期券購入済乗車票の取扱い	・ ・ ・ ・ ・	14

第 4 節 回数券の発売

第 28 条	回数券の発売	・ ・ ・ ・ ・	15
--------	--------	-----------	----

第 5 節 団体券の発売

第 29 条	団体券の発売	・ ・ ・ ・ ・	15
第 30 条	団体乗車の申込み	・ ・ ・ ・ ・	16

第 31 条	団体乗車の引受け	17
第 32 条	団体乗車申込人数等の変更	17
第 33 条	責任人員	17
第 34 条	団体乗車に対する保証金	18
第 35 条	一部区間不乗の団体券の発売	19

第 6 節 貸切券の発売

第 36 条	貸切券の発売	19
第 37 条	貸切乗車の申込み	19
第 38 条	貸切乗車の引受け	19
第 39 条	貸切乗車に対する保証金	19

第 7 節 特殊割引券の発売

第 40 条	被救護者割引普通券の発売	20
第 41 条	被救護者割引証	21
第 42 条	特定の被救護者割引定期券の発売	21
第 43 条	通学用割引回数券の発売	21
第 44 条	通学用割引回数券の割引証	22
第 45 条	身体障害者割引券、知的障害者割引券 及び精神障害者割引券の発売	22

第 8 節 連絡乗車券の発売

第 46 条	連絡乗車券の発売	22
--------	----------	----

第 9 節 乗車券購求時の申込書等

第 47 条	乗車券購求時の申込書及び割引証の様式	22
--------	--------------------	----

第 3 章 旅客運賃、料金

第 1 節 通 則

第 48 条	旅客運賃、計算上の区間等	32
第 49 条	旅客の区分及び旅客運賃の収受方	32
第 50 条	小児の旅客運賃	32
第 51 条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	33

第 2 節 普通旅客運賃

第 52 条	大人片道普通旅客運賃	33
第 53 条	往復乗車の場合の普通旅客運賃	33
第 54 条	臨時特殊割引	33

第 3 節 定期旅客運賃

第 55 条	大人定期旅客運賃	33
--------	----------	----

第 4 節 回数旅客運賃

第 56 条	回数旅客運賃	34
--------	--------	----

第 5 節 団体旅客運賃

第 57 条	団体旅客運賃	34
第 58 条	団体旅客運賃の計算方	35
第 59 条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合に 収受する旅客運賃	36

第 6 節 貸切旅客運賃

第 60 条	貸切旅客運賃	37
--------	--------	----

第 61 条	定員超過の場合の貸切旅客運賃	37
--------	----------------	----

第 7 節 特殊割引旅客運賃

第 62 条	被救護者割引普通旅客運賃	37
第 63 条	特定被救護者割引定期旅客運賃	37
第 64 条	通学用割引回数旅客運賃	37
第 65 条	身体障害者、知的障害者 及び精神障害者割引旅客運賃	38
第 66 条	往復乗車の場合の割引旅客運賃	38

第 8 節 その他の料金

第 67 条	車両の留置料	38
第 68 条	貸切扱い取消しの場合の回送料	38

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

第 69 条	乗車券類の使用条件	39
第 70 条	効力の特例	39
第 71 条	券面表示事項が不明となった乗車券類	40
第 72 条	不乗区間に対する取扱い	40
第 73 条	効力のない乗車券類を使用しようとした場合の取扱い方	40

第 2 節 乗車券の効力

第 74 条	通用期間	41
第 75 条	通用期間経過後の継続乗車	42
第 76 条	途中下車	42
第 77 条	大人用回数券を小児が使用する場合の特例	42

第 78 条	回数券の同時使用	42
第 79 条	改氏名の場合の定期券の書替え	43
第 80 条	乗車券が前途無効となる場合	43
第 81 条	定期券以外の乗車券が無効となる場合	43
第 82 条	定期券が無効となる場合	45
第 83 条	表紙から切離された回数券の券片等の効力	46
第 84 条	通学定期券の効力	46
第 85 条	学生用割引券等の効力	48

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通 則

第 86 条	乗車券類の表示事項	51
第 87 条	この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等	51
第 88 条	字模様の印刷	53
第 89 条	乗車券類の駅名等の表示方	53
第 90 条	旅客運賃、料金の割引等に関する表示	54

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通券の様式

第 91 条	常備片道券の様式	56
第 92 条	削除	
第 93 条	削除	
第 94 条	常備往復券の様式	57

第 2 款 定期券の様式

第 95 条	補充定期券の様式	58
第 96 条	定期券発行機用定期券の様式	59

第 3 款 回数券の様式

第 97 条	常備普通回数券の様式	60
第 98 条	補充普通回数券の様式	61

第 4 款 団体券の様式

第 99 条	団体券の様式	62
--------	--------	----

第 5 款 貸切券の様式

第 100 条	貸切券の様式	64
---------	--------	----

第 3 節 特別補充券の様式

第 101 条	特別補充券の発行	65
第 102 条	特別補充券の様式	65

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

第 103 条	乗車券類の改札	67
第 104 条	乗車券類の引渡し	67

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

第 105 条	普通券の改札及び引渡し	67
第 106 条	定期券の改札及び引渡し	68
第 107 条	回数券の改札及び引渡し	68
第 108 条	団体券及び貸切券の改札及び引渡し	68
第 109 条	整理券の引渡し	68

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

第 110 条	乗車変更等の取扱い箇所	69
第 111 条	払戻請求権行使の期限	69
第 112 条	乗車変更をした乗車券類について旅客運賃、 料金の収受又は払戻しをする場合の既収額	69

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通 則

第 113 条	乗車変更の種類	70
第 114 条	乗車変更の取扱い範囲	70
第 115 条	特殊割引券を所持するお客さまに対する 乗車変更の取扱い制限	70
第 116 条	継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	70
第 117 条	別途乗車	71

第 2 款 乗 越 し

第 118 条	乗越し	71
第 119 条	回数券の乗越し	72

第 3 款 方 向 変 更

第 120 条	方向変更	72
---------	------	----

第 4 款 団 体 券 の 変 更

第 121 条	団体券の行程変更	73
---------	----------	----

第 3 節 お客さまの特殊取扱い

第 1 款 通 則

第 122 条	旅客運賃、料金の払戻しに伴う割引証等の返還	74
---------	-----------------------	----

第 123 条	乗車変更の手数料の払戻し	74
第 124 条	旅客運賃の払戻しをしない場合	74
第 2 款 無 札		
第 125 条	無札旅客に対する旅客運賃、増運賃の収受	75
第 126 条	定期券不正使用に対する旅客運賃、増運賃の収受	76
第 127 条	無札旅客の乗車駅不明の場合	78
第 3 款 紛 失		
第 128 条	乗車券類紛失の場合の取扱い方	78
第 129 条	再収受した旅客運賃、料金の払戻し	79
第 130 条	団体券及び貸切券紛失の場合の取扱い方	79
第 131 条	乗車駅証明書又は整理券紛失の場合の取扱い方	79
第 4 款 任意による旅行の取りやめ		
第 132 条	旅行開始前の旅客運賃の払戻し	80
第 133 条	使用開始前の定期旅客運賃、回数旅客運賃の払戻し	80
第 134 条	旅行開始前の団体旅客運賃、貸切旅客運賃の払戻し	81
第 135 条	旅行開始後の旅客運賃の払戻し	81
第 136 条	継続乗車中の旅客に対する旅客運賃の 払戻しをしない場合	81
第 137 条	不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合	82
第 138 条	定期券使用開始後の旅客運賃の払戻し	82
第 139 条	回数券使用開始後の旅客運賃の払戻し	83
第 140 条	旅行中止による通用期間の延長 及び旅客運賃の払い戻し	83
第 141 条	傷い、疾病等の場合の証明	84
第 142 条	通用期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例	84

第 5 款 運行不能及び遅延

第 143 条	列車の運行不能又は遅延の場合の取扱い方	85
第 144 条	旅行中止による割引旅客運賃の払戻し	85
第 145 条	乗車券通用期間延長の取扱い方	86
第 146 条	無賃送還の取扱い方	87
第 147 条	運行不能の場合の旅客運賃の払戻し駅	88
第 148 条	運行不能区間の旅客運賃の払戻し	88
第 149 条	運行休止の場合の通用期間の延長又は 旅客運賃の払戻し	89

第 6 款 誤乗及び誤購求

第 150 条	誤乗区間の無賃送還	90
第 151 条	誤乗区間無賃送還の取扱い方	90
第 152 条	乗車券誤購求の場合の取扱い方	90

第 8 章 入 場 券

第 153 条	入場券の発売	91
第 154 条	入場券の料金	91
第 155 条	入場券の効力	91
第 156 条	入場券が無効となる場合	91
第 157 条	入場券の様式	92
第 158 条	入場券の改札及び引渡し	92
第 159 条	無札入場者	92
第 160 条	入場料金の払戻し	92

第 9 章 手 回 り 品

第 161 条	手回り品及び持込禁制品	93
---------	-------------	----

第 162 条	無料手回り品	94
第 163 条	有料手回り品及び手回り品料金	95
第 164 条	手回り品切符	96
第 165 条	手回り品切符の使用条件	96
第 166 条	持込禁制品又は制限外手回り品を持込んだ場合の処置	97
第 167 条	旅客輸送の伴わない物品を持込んだ場合の処置	97
第 168 条	手回り品の保管	97

別 表 危険品一覧表